

県南広域振興局長告示第162号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成26年10月24日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1(1) 名称 西和賀町大野休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀地内の主要地方道盛岡横手線と町道下の沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南に進み町道内の沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道東側幹線との交点に至り、同点から同町道を北へ進み町道志賀来線との交点に至り、同点から同町道を東に進み林道中の沢線との交点に至り、同点から同林道を東へ進み旧沢内村と旧湯田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西へ進み民有林と国有林1148林班及び1154林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東へ進み町道下の沢線との交点に至り、同点から同町道を東へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成28年10月31日まで

2(1) 名称 西和賀町柳沢休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の国道107号と町道中村柳沢線との交点を起点とし、起点から国道107号を南西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み広域基幹林道萱峠線との交点に至り、同点から同広域基幹林道を北東に進みさらに南東に進み町道下前小繋沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道中村柳沢線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成28年10月31日まで